

みんなで育てる

住みよいまち 法の郷



2024～2028年度

第四次まちづくり計画

The Fourth Town development plan of Hanzanminami Community



contents

飯山南地域の航空写真	1
地域づくりの基本理念とスローガン、施策の体系図(アクションプランと具体的テーマ)	3
飯山南コミュニティまちづくりの歩み	5

第1章 飯山南 自然・生活環境の変貌する法の郷

1 地域の概要	6
2 地域の特色	10
3 国道438号飯山バイパス工事に伴う埋蔵文化財発掘調査について	13

第2章 まちづくり計画を活用するにあたって

1 計画策定の目的	17
2 第三次計画の成果と課題	17
3 まちづくり計画とSDGsの関係	17
4 まちづくり計画実践の様子をコミュニティだよりでまるごと発信	17
5 第四次計画中の地域課題	18
6 計画の期間と評価	18

第3章 法の郷らしく みんなで歩む(令和10年に向けて)

I 魅力ある 法の郷らしさ

● 地域づくり	19
● 環境保持	21
● 法の郷公園	22
● まちライブラリー	23
● 法の郷食堂班	24
● 活用班	25

II 命と暮らしを守る 安全安心

● 防災	26
● 防犯・交通安全	28

III ともに支え合い 健やかに暮らす

● 高齢者対策	29
● 児童・子育て支援	31

IV 健康とスポーツで 元気いっぱい

● 健康づくり推進事業	32
● 運動習慣づくり	34
● 食生活の改善	36
● 心の健康づくり	37

V “楽しい”が見つかる 子育てと文化

● 学校支援	38
● 生涯学習	39
● 地域づくり支援	41
● 東小川児童センター支援	42

VI 市民参加 情報まると発信

● 実行委員会等	43
----------	----

あとがき	45
資料編	46

飯山南地域の航空写真

Aerial photography of the Hanazanminami area





一人の100歩より 100人の一歩

スローガン

みんなで育てる

施策の体系図

6つのアクションプラン

18のテーマ

I 魅力ある 法の郷らしさ

総務環境美化部

● 地域づくり

● 環境保持

● 法の郷公園

ふれあい交流部

● まちライブラリー

● 法の郷食堂班

● 活用班

II 命と暮らしを守る 安全安心

防災部

● 防災

文化育成部

● 防犯・交通安全

III ともに支え合い 健やかに暮らす

福祉部

● 高齢者対策

ふれあい交流部

● 児童・子育て支援

IV 健康とスポーツで 元気いっぱい

健康スポーツ部

● 健康づくり推進事業

● 運動習慣づくり

● 食生活の改善

● 心の健康づくり

V “楽しい”が見つかる 子育てと文化

文化育成部

● 学校支援

● 生涯学習

● 地域づくり支援

● 東小川児童センター支援

VI 市民参加 情報まると発信

実行委員会等

のり さと 住みよいまち法の郷

70の具体的テーマ

(1) 地域力の向上に向けて (2) 自治会未加入者への情報発信と自治会の活性化 (3) 法の郷いきいきまつり支援 (4) 人権意識の向上

(5) 地域一斉清掃 (6) 花づくり運動推進 (7) ゴミの減量化運動、再資源化の普及啓発 (8) 環境美化ボランティア支援

(9) 草花・樹木等対策 (10) 市民ふれあい、憩いの場づくり (11) 公園の利用促進イベント (12) 近隣地域の公園利用

(1) まちライブラリーの充実 (2) 法ちゃんくらぶ (3) じどせんのおねえさんといっしょ

(4) ふれあい食堂 (5) 農村食堂 (6) 学習支援食堂 (7) 法の郷公園クリーン作戦お接待

(8) ふらっと Tea Time (9) 長期休暇中の学習支援 (10) 朝市 フリーマーケット

(1) 飯山南自主防災会組織活動の充実 (2) 自治会自主防災会組織づくり (3) 防災訓練 (4) 防災資機材の備蓄と管理

(5) 婦人防火クラブの充実 (6) 組織を担う人材の育成 (7) 特別広報車「法の郷号」による防災活動

(1) 防犯パトロール活動支援 (2) 特別広報車「法の郷号」による防犯活動 (3) 交通安全講習会等

(1) 高齢者ふれあいの集い (2) 友愛訪問・配食による安否確認 (3) 避難行動要支援者避難訓練

(4) 住民参加型福祉事業「法の郷ささえ愛」有償ボランティア推進 (5) 高齢者等移動手段確保事業「法の郷おでかけ号」推進

(6) 高齢者・障がい者の地域活動への参加 (7) 高齢者の地域でのつながりづくり事業「にこにこ会」

(1) 子育て環境整備 (2) 地域子育てひろば「たんぽぽ」支援 (3) 母子愛育班の活動支援「ももっこ広場」

(1) 法の郷健康塾(健康カレンダー・健康まつり・健康講演会・私の健康アップ・健康チャレンジ) (2) がん検診他各種健診 (3) 歯・口腔の健康づくり

(4) 夏休み自治会交流ラジオ体操 (5) 健康ウォーク (6) 元旦4社巡りおめでとうウォーク (7) ウォークラリー (8) ペタンク (9) 公園ミニ運動会

(10) 食生活改善推進員拡充 (11) 自治会健康料理教室 (12) 子ども料理教室

(13) 心のセルフケア (14) 地域活動・ボランティア活動への参加

(1) 学校支援事業 (2) 地域コーディネーター

(3) 生涯学習講座 (4) 法の郷生涯学習の会 (5) 有料サークルの受け入れ (6) 郷土歴史理解とふるさと意識・防災意識の醸成

(7) あいさつ運動 (8) 讃岐法熟寺太鼓・おじよも太鼓支援

(9) 東小川児童センター活動支援 (10) 東小川児童センター環境整備 (11) 地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む

(1) 法の郷いきいきまつり(いきいきまつり実行委員会)

(2) コミュニティだより、ホームページ(飯山南コミュニティ広報委員会)

(3) コミュニティセンターと法の郷公園(飯山南コミュニティ協議会)

飯山南コミュニティまちづくりの歩み

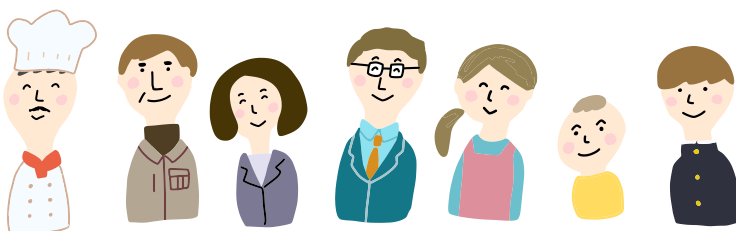
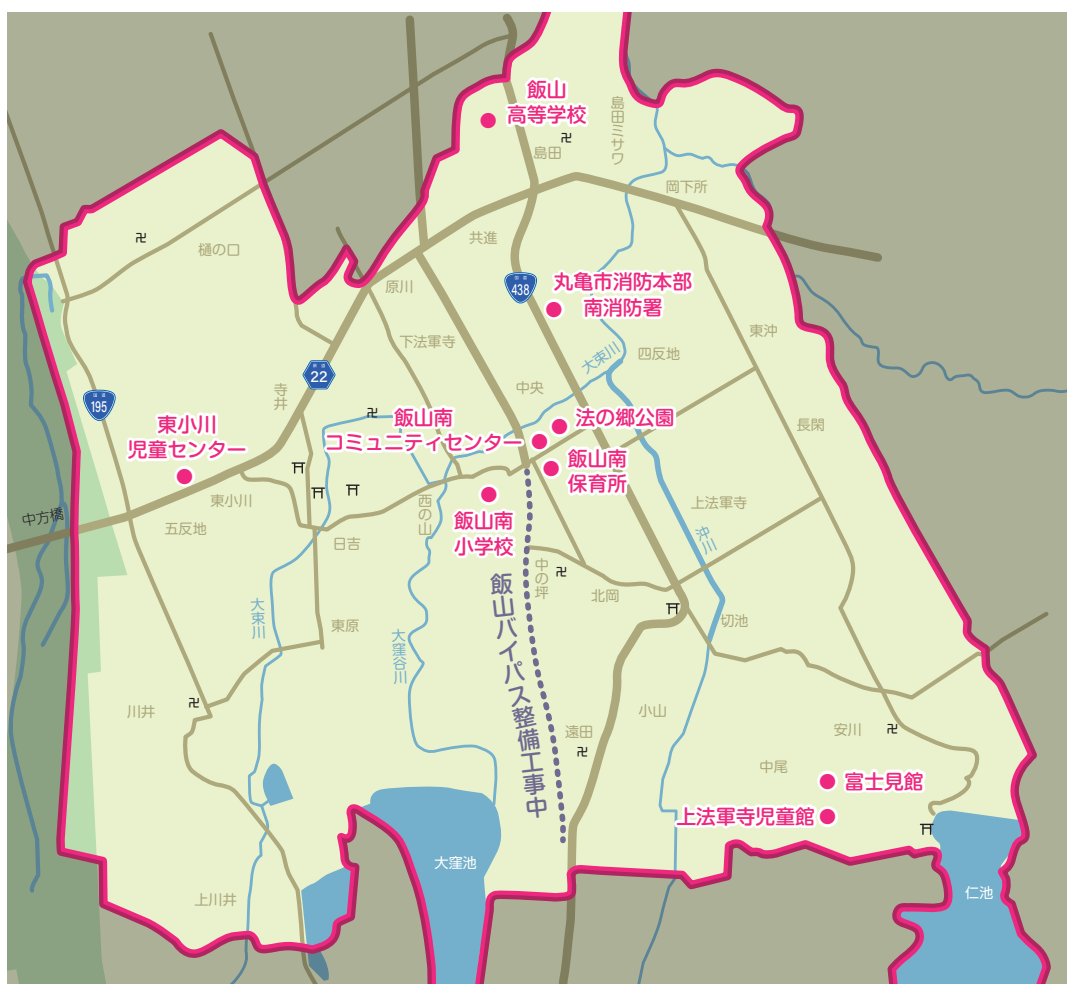
平成 18 年	3 月	飯山南地区コミュニティ推進協議会設立総会
	4 月	飯山南コミュニティセンター開所
平成 19 年	5 月	コミュニティセンターリニューアルオープン記念祭において愛称披露 【法の郷いきいきセンター】
	10 月	法の郷防犯パトロール隊発足
平成 20 年	7 月	飯山南自主防災会組織設立
平成 21 年	3 月	法の郷第一次まちづくり計画策定について答申
平成 22 年	4 月	丸亀市より指定管理者業務を受託
平成 23 年	9 月	介護予防事業「認知症地域対策」着手
	10 月	特別広報車「法の郷号」青色回転灯設置出発式実施
平成 24 年	4 月	子育て支援ひろば型事業「たんぽぽ」東小川児童センター内で開設
	11 月	飯山南コミュニティ介護予防事業「法の郷にここに会」スタート
平成 25 年	3 月	東小川地区災害時要援護者支援避難訓練初実施
	11 月	困った時はお互いさま「たすけあいサービス事業」発会式
平成 26 年	3 月	法の郷第二次まちづくり計画策定について答申
	4 月	東小川児童センター・飯山東小川公民館指定管理者業務開始
平成 27 年	5 月	第 66 回お城まつり時代絵巻参加
	7 月	法の郷健康づくり推進委員会発足（健康長寿社会を目指す）
平成 28 年	4 月	法の郷健康づくり推進事業「長寿社会づくりソフト事業費交付金」
平成 29 年	3 月	健康づくり推進シンポジウム・健康アップ宣言：立て看板除幕式
平成 30 年	9 月	第 1 回法の郷健康まつり
平成 31 年	3 月	法の郷第三次まちづくり計画策定について答申
	4 月	飯山南コミュニティセンター新築工事起工式
令和 元年	8 月	市コミュニティ協議会・連合自治会研修会において「まちづくり大賞」を受賞 「地域の変貌に備えて」を発表
	10 月	高齢者等移動手段確保モデル事業「法の郷おでかけ号」開始
令和 2 年	3 月	飯山南コミュニティセンター新築工事竣工
	4 月	飯山南コミュニティセンター新築施設使い初め式 「法の郷まちライブラリー事業」開始
令和 3 年	8 月	国道 438 号飯山バイパスコミュニティセンターまで一部開通 法勲寺橋渡し初め
	10 月	法の郷秋の文化祭・コミュニティセンター内覧会
	11 月	住民参加型福祉事業「法の郷ささえ愛」有償ボランティア開始
令和 4 年	12 月	第 9 回全国公民館報コンクール金賞受賞
令和 5 年	3 月	防災マップ見直し完成
	7 月	「法の郷公園」開園式
	8 月	市コミュニティ協議会・連合自治会研修会において「まちづくり大賞」を受賞 「ふれあい交流室・法の郷まちライブラリー」を発表
	10 月	公園の開園を祝った「法の郷いきいきまつり 2023」開催
令和 6 年	3 月	法の郷第四次まちづくり計画策定について答申

飯山南 自然・生活環境の変貌する法の郷

1 地域の概要

(1) わが町の位置と地形

飯山南地域は、旧飯山町の南部に位置し、西に土器川を境とし、南は旧綾歌町に突出した仁池と大窪池を結ぶ線、東は中大束川をもって境界とする。東西 3.45km、南北 3.21km、面積は 6.45 km²である。地域の特色としては、ほとんどが平地で、条里制による整地された田地在が広がり、ため池、河川、農業用排水路利用による稲作が中心の田園の街である。令和に入り、国道 438 号飯山バイパス整備工事により、地域の様相は大きく変貌してきた。



(2) 世帯数と人口の推移

まちづくり計画を作成するに当たって、世帯数や人口の推移は指標づくりの根幹をなすものである。地域の世帯数は合併時（平成 17 年）の 2,135 世帯であったものが、合併後、交通の利便性と小集落住宅団地の進出により、平成 27 年に 2,461 世帯とピークに達した。その後、徐々に減少し、令和に入ってから、ほぼ横ばい状態が続いている。人口は平成 25 年 6,799 人をピークに、丸亀市と同様に減少傾向であり、令和 5 年 4 月 6,155 人となっている。少子高齢化が大きく影響を及ぼしていると考えられる。

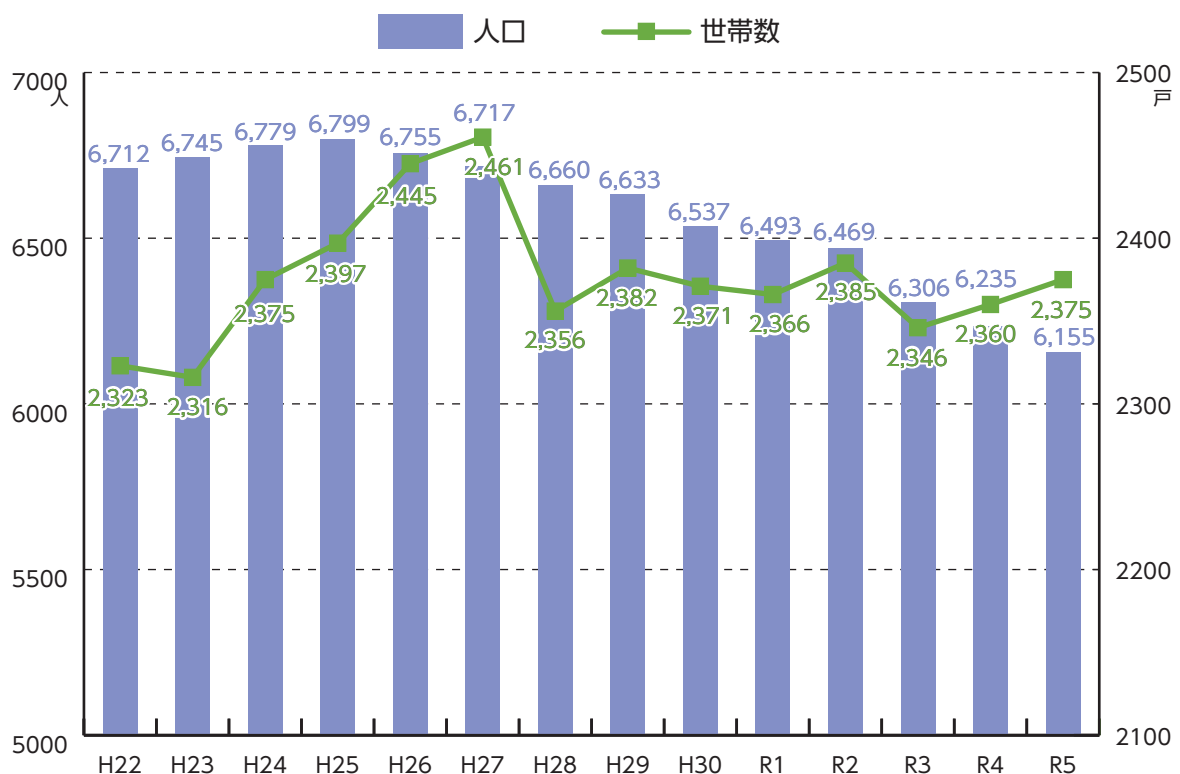
<世帯数と人口の推移>

単位：人、戸

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
世帯数	飯山南	2,323	2,316	2,375	2,397	2,445	2,461	2,356
	丸亀市	42,733	43,116	43,550	43,881	44,206	44,759	44,142
人 口	飯山南	6,712	6,745	6,779	6,799	6,755	6,717	6,660
	丸亀市	110,486	110,381	110,568	110,569	110,301	110,344	110,034

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
世帯数	飯山南	2,382	2,371	2,366	2,385	2,346	2,360	2,375
	丸亀市	44,551	44,781	45,047	45,436	45,902	45,928	46,312
人 口	飯山南	6,633	6,537	6,493	6,469	6,306	6,235	6,155
	丸亀市	109,922	109,678	109,281	109,139	109,302	108,787	108,143

（資料：丸亀市 HP 人口・世帯数常住人口、4 月現在）



(3) 少子化・高齢化

年少人口は平成22年1,074人以降徐々に減少し、令和元年868人、更に令和5年は711人と、13年間で363人減少した。丸亀市と比較して減少率は実に大きく、少子化対策は、市内南地域では大きな課題である。幸い、コミュニティセンター東側に法の郷公園、地域内には児童センターもあり、今後は小学校校舎改築など、子育て支援対策は向上し、児童数減に少しでも歯止めがかかることが期待できる。令和5年度高齢化率は34.0%と丸亀市より4.4ポイント高い。人生100年時代に、センターふれあい交流室や公園での居場所づくり、また、お買い物など車による移動の手助けや、ささえ愛事業など、住み慣れたところで安全で安心な生活ができる健康長寿の法の郷を目指す。

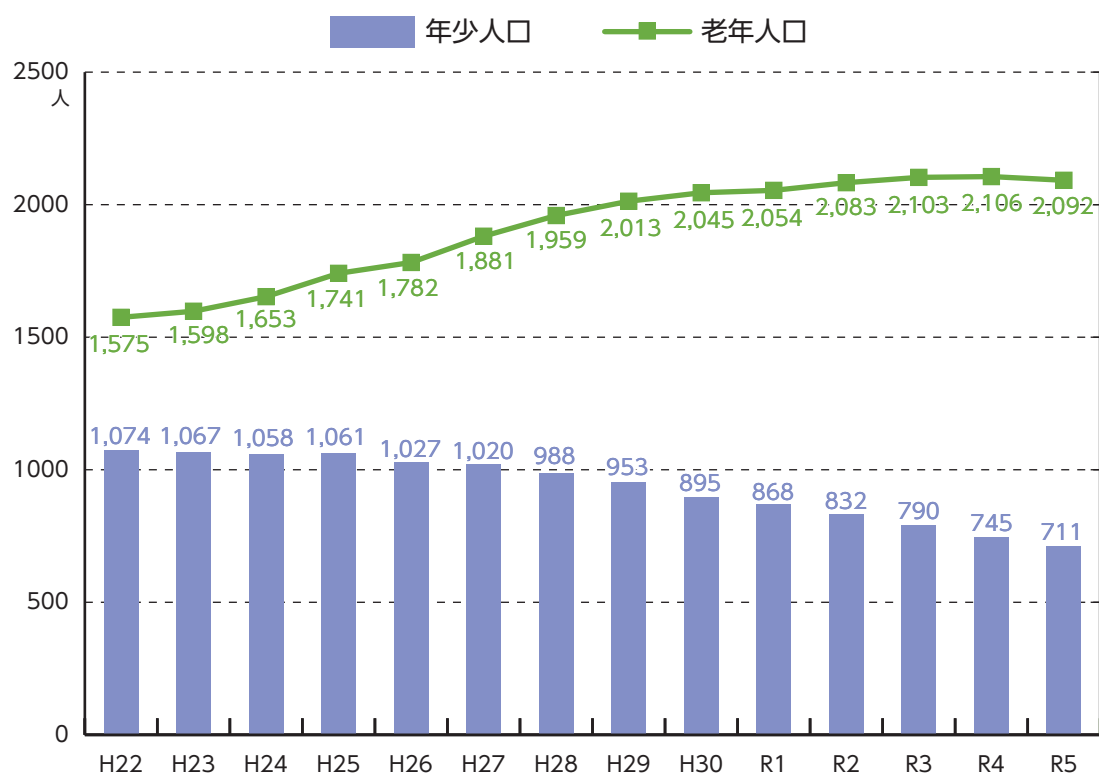
<年少・老年人口>

単位：人（資料：住民基本台帳）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年少人口 (0-14)	飯山南	1,074	1,067	1,058	1,061	1,027	1,020	988
	丸亀市	16,747	16,744	16,623	16,579	16,378	16,130	15,969
老年人口 (65-)	飯山南	1,575	1,598	1,653	1,741	1,782	1,881	1,959
	丸亀市	25,080	25,215	25,883	27,094	27,912	29,330	30,019

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年少人口 (0-14)	飯山南	953	895	868	832	790	745	711
	丸亀市	15,805	15,653	15,463	15,205	15,012	14,847	14,486
老年人口 (65-)	飯山南	2,013	2,045	2,054	2,083	2,103	2,106	2,092
	丸亀市	30,626	31,012	31,236	31,629	31,929	32,060	32,039

（資料：丸亀市 HP 人口、4月現在）



(4) 自治会加入率

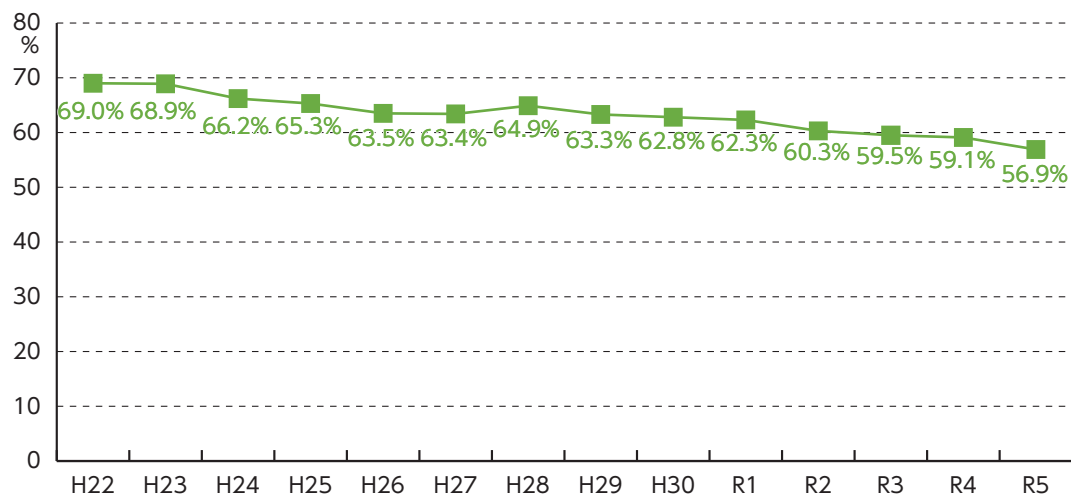
合併時 77.8% であった自治会加入率は、平成 22 年には 69.0%、令和 5 年には 56.9% まで落ち込んでいる。世帯数は、小集落住宅団地増とアパート建設により、平成 27 年度にピークに達したがその後減少、高齢化及び自治会未加入集落が増えたことが要因と思われる。

これからの地域づくりにあって、個人ではできないことを地域が一つになって実現する。例えば防犯灯の設置、ゴミ収集かごの要望、巨大地震対策などの災害対策、また、高齢化社会での支え合いが求められる地域福祉の推進など地域課題への取り組みは、自治会組織の力による。今後は未加入世帯への地域情報発信により、自治会組織の重要性を認識してもらうまちづくりが求められている。

<自治会加入率>

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
加入率	飯山南	69.0%	68.9%	66.2%	65.3%	63.5%	63.4%	64.9%
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
加入率	飯山南	63.3%	62.8%	62.3%	60.3%	59.5%	59.1%	56.9%

(資料：丸亀市市民活動推進課 各年 4 月現在)



みんなで育てる
住みよいまち法の郷！

「安全・安心のまち」

- ・ 防災訓練
- ・ 見守り隊
- ・ 防犯灯の設置
- ・ 防犯パトロール



「情報の発信」

- ・ ホームページ
- ・ 法の郷だより等



2 地域の特徴

(1) まちの歴史

飯山南地域は、法勲寺村と呼ばれていた。この名は昔、讃岐の古刹、法勲寺の名にちなんでつけられた。法勲寺は奈良時代始めに建てられたと推定され、全国国分寺より50年位早く建立された寺と言われている。明治21年、町村制の公布により上法軍寺村、下法軍寺村、東小川村の3ヵ村が合併して1村となり、明治23年、法勲寺村となった。その後、学校や医院の建設、里道改修、農家金融及び貯金の機関としての法勲寺信用組合の設立、養蚕等の副業の奨励、村役場の建設等が、明治、大正、昭和の前期にわたり整備されてきた。昭和31年、法勲寺村と坂本村が合併して「飯山町」が誕生した。「はんざん」の町名は、飯野山（別称：讃岐富士）の南麓に位置し、古くから飯山地方と呼ばれていたことに由来する。

町は、ため池灌漑による米作を主とした農業地域として発達してきた。高度成長期に入り、番の州工業地帯、瀬戸大橋架橋完成などにより人口が急増、ベッドタウンとして発展を遂げてきた。平成に入り、バブル絶頂期も過ぎ、国の行財政改革、地方分権の推進による平成の大合併を受け、一衣帯水の繋がりをもつ丸亀市に綾歌町と共に、平成17年3月に合併をした。丸亀市の地域づくりの基本方針により、合併1年後、地域住民の連帯組織であるコミュニティ協議会を設置。平成22年、市の指定管理を受け、施設の自主管理運営をしている。令和2年、新コミュニティセンター完成。令和5年、法の郷公園が完成、都市化に向けて、地域に住む一人ひとりの住民参加による



現在のコミュニティ付近

域づくりを進めている。

(2) 水と農地

仁池、大窪池共に地域の南端部に位置し、両池共、正保・慶安年間（1644～1649年）に、高松藩主松平頼重の家臣で土木事業に詳しかった矢延平六により築造されたと伝えられている。香川県のため池は12,269箇所（全国比7.8%）で、兵庫県、広島県に次いで全国第3位である。仁池は貯水量150万トンの県下7番目のため池、大窪池は貯水量84.3万トンの県下20番目のため池である。両池は上法軍寺、下法軍寺の灌漑用としての豊かな水を貯えるだけでなく、災害時の洪水調整等防災にも大きな役割を果たしている。東小川地区は、ため池と土器川伏流水による出水などで稲作の他施設園芸が盛んである。川は大束川本流が東小川から下法軍寺地区に還流している。



仁池（遠方 羽床富士）



大窪池（遠方 象頭山）



大束川（北から南に流れる逆さま川付近）

(3) 神社・仏閣

【神社】

下法軍寺日吉の岡北端に讃留霊王神社、その西側の谷を隔てて八坂神社、八幡神社が背中合わせで三社が鎮座している。王子神社は、上法軍寺北岡にあり、菅原道真が讃岐守であった時（885～889年）ここに祀るとある。



讃留霊王神社



八坂神社



八幡神社



王子神社

【仏閣】

島田寺と西蓮寺が代表する。島田寺は八葉山真言院浄土寺と称したが、後に土地の名をとり島田寺となる。綾氏の氏寺である。西蓮寺（真宗興正派）は、文亀2年に建立された。古伝によれば元坂本村袖村上屋敷にあったが、再度の火災で現在の樋の口の地に移ったという。



島田寺



西蓮寺

(4) 法の郷公園

令和5年7月コミュニティセンター東隣に地域住民待望の地区公園が完成した。公園名を「法の郷公園」と命名。地域の老若男女が集まって、憩いと安らぎの場として活用し、広く市民の皆さんに愛される公園を目指していく。



複合遊具



健康器具

防災四阿
あすまや

フリースペース



公園入口



人気のブランコ

3 国道438号飯山バイパス工事に伴う 埋蔵文化財発掘調査について

稲作が根づく弥生時代から悠久の時を経た今日、米作りの脈路は、地域に受け継がれている。法勲寺村史に「人々はこの小高い丘に住居し、その周辺の平野でいち早く稲作を始めた」とある。米作りに必要な水と肥沃な農地に恵まれ、農耕技術や碁盤の目のような条里型地割の農地によって農村文化を育んできたと思われる。飯山バイパス工事 2.3km余（飯山南地区内）の区間であって、北は平野部、南は岡面において、5ヵ所の遺跡が存在。香川県埋蔵文化財センターが発掘調査を行った。ふるさとの歴史を顧みた未来づくりのために掲載する。

(1)-1 名遺跡（下法軍寺）

- ・調査期間：H29/11～H30/3
- ・特徴：遺跡は大東川の北西側にあり、周辺には古代から中世の土地区割の名残である条里型地割の痕跡が残る。北半部は小高くなっており、古墳時代前期・後期の竪穴建物跡が見つかる。遺構・遺物とも少なく、集落の縁辺と考えられる。また、平安時代の掘立柱建物跡や多数の柱穴跡が見つかる。柱穴跡からは土器や瓦が出土。



竪穴建物跡、平安時代の柱穴跡群

(1)-2 名遺跡（下法軍寺）

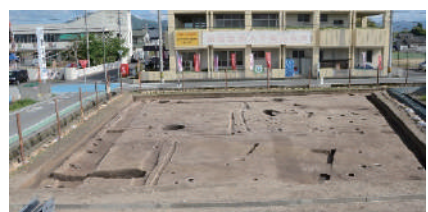
- ・調査期間：H30/4～6
- ・特徴：(1)-1の南側。遺跡の西側約200mには、古代寺院である法勲寺跡が、南側には上手の大窪池から続く谷が広がる。地形が下がっていく地点で水田跡を検出。水田は後の洪水により、砂で覆われ、小規模に区画された畦、当時の足跡、耕作の痕跡をよく残す。水田の埋没後は、現在の地割と同じ方向に延びる溝が平安時代末～鎌倉時代に掘られる。このため、この付近の条里地割は遅くとも平安時代末～鎌倉時代には設けられたと想定できる。



小規模な畦で区画された水田跡

(2) 沖遺跡（上法軍寺）

- ・調査期間：H31/4～R1/9
- ・特徴：丸亀平野東部にあり、大東川南岸に立地。周辺には条里型地割が広がる。遺跡から約300m北には古墳時代の集落跡等が見つかった名遺跡がある。沖遺跡では古墳時代中期の溝跡や鎌倉～室町時代の屋敷地や溝跡が見つかる。古墳時代中期の溝跡から土師器壺・椀・高杯等が、鎌倉～室町時代の溝跡からは土師質土器・陶器が多く出土。この溝跡は周辺の条里地割と同じ方向であることから、この付近の条里地割はこの時代までに敷かれたことがわかった。



鎌倉～室町時代の屋敷跡



鎌倉時代から室町時代の屋敷の調査

(3)-1 沖南遺跡（上法軍寺）

- ・調査期間：R1/7
- ・特徴：沖遺跡の南側に隣接する遺跡。遺跡の北半部では低湿地が、南半部では周辺の条里型地割と同じ方向の溝跡が見つかる。鎌倉時代の土師質土器や瓦器の椀等も出土した。



鎌倉時代ごろの溝跡

(3)-2 沖南遺跡（上法軍寺）

- ・調査期間：R2/4～7
- ・特徴：(3)-1の南側。弥生時代後期の溝跡や平安時代末から鎌倉時代の掘立柱建物跡・柱穴跡・溝跡等が見つかり、多量の土器・石器・瓦等が出土した。遺跡の周辺には条里型地割が広がる。溝跡の中からは土師質土器・須恵器・中国産陶磁器・瓦等多量の遺物が出土。平安時代末から鎌倉時代のものであることから、この付近の地割は同時期には成立していたことがわかる。溝跡から出土した軒平瓦は古代寺院の法勲寺跡や坂田廃寺（高松市）と同じ文様をもつ。沖南遺跡で見つかった集落は法勲寺跡と関係するかも知れない。



写真右端の溝跡から平安時代末から鎌倉時代の遺物が出土

(3)-3 沖南遺跡（上法軍寺）

- ・調査期間：R3/12～R4/3
- ・特徴：(3)-2の南側。西部で南北方向に流れる弥生時代の河川跡が見つかる。南部では東西方向に流れる平安時代後半から室町時代の溝跡群等が見つかる。これらは西側の台地上の水を集め、西から東に向かって流れる。令和2年度に見つかった南北方向の条里型地割の坪界を流れる溝跡に合流すると考えられる。



弥生時代の河川跡と鎌倉～室町時代の溝跡群

(4)-1 岡遠田遺跡（上法軍寺）

- ・ 調査期間：R3/4～6、R3/11～R4/3
- ・ 特徴：遺跡北部から中央部にかけて発掘調査を実施。弥生時代後期と鎌倉時代の集落跡が見つかる。弥生時代後期の集落は約20棟の竪穴建物跡、掘立柱建物跡で構成され、多量の土器を廃棄した土坑等が見つかる。特に遺跡中央部で見つかった土坑跡からは、弥生時代後期の土器片が多量に出土。鎌倉時代～室町時代の集落跡は遺跡の北部と中央部で見つかる。中央部南寄りでは掘立柱建物跡を構成したと考えられる柱穴跡や土坑跡等が見つかる。



弥生時代後期の竪穴建物跡

(4)-2 岡遠田遺跡（上法軍寺）

- ・ 調査期間：R4/4～R5/3
- ・ 特徴：(4)-1の南側。弥生時代後期から鎌倉時代の集落跡が見つかる。弥生時代後期の7棟の竪穴建物跡には屋外へつながる排水溝がある。このような竪穴建物は中国地方の山間部等に多いことから、これらの地域の人々が集団で移住してきた可能性がある。南部で飛鳥時代から鎌倉時代にかけての溝跡が見つかる。飛鳥時代の溝跡からは生きた馬の代わりに水神に供えた祭りの道具である「土馬」が出土した。



飛鳥時代の掘立柱建物跡群

(5)-1 岡遠田南遺跡（上法軍寺）

- ・ 調査期間：R5/1～3
- ・ 特徴：岡遠田遺跡の南側。飛鳥時代と室町時代の掘立柱建物跡や溝跡が見つかる。飛鳥時代の掘立柱建物跡は3棟あり、このうち2棟は倉庫と考えられる総柱建物。建物跡の近くからは、鉄器を加工する時等に、鍛冶炉に取り付ける鞆の羽口が出土。岡遠田遺跡で出土した「土馬」を使った祭りを行っていた人々が住んでいた集落の可能性もある。



掘立柱建物跡群

(5)-2 岡遠田南遺跡（上法軍寺）

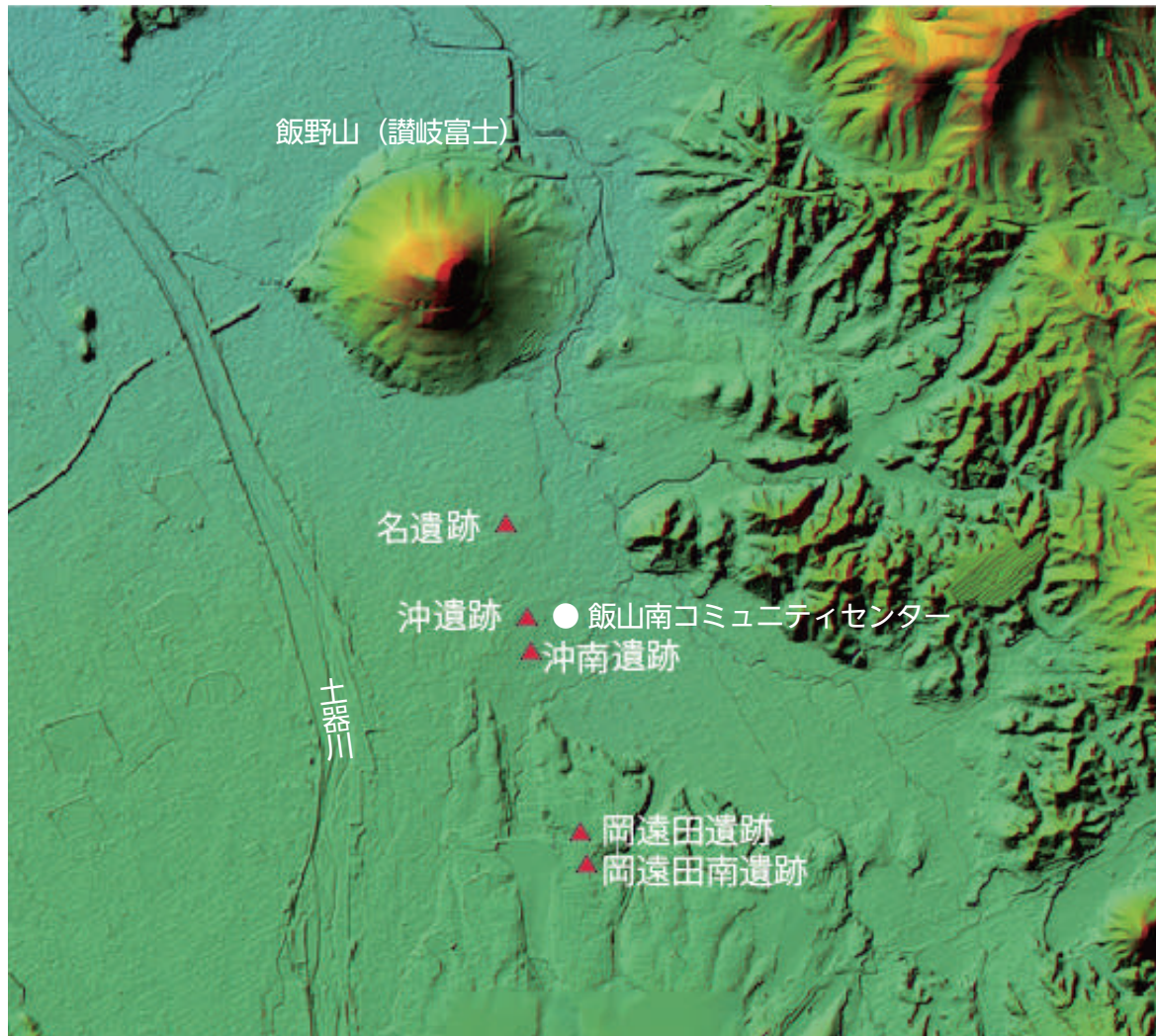
- ・ 調査期間：R5/4～11
- ・ 特徴：古墳時代末から飛鳥時代にかけての掘立柱建物跡や土器片を廃棄した土坑が見つかる。同時期の掘立柱建物は北側の岡遠田遺跡やその西側の遠田遺跡でも多数見つかっているため、岡田台地上に古墳時代末から飛鳥時代の大規模な集落があったことがわかった。また、土坑からは多数の須恵器が出土した。



土坑から出土した須恵器

*岡田台地には、旧石器が採集された大窪池遺跡や仁池遺跡、古墳の周溝が見つかった前谷古墳や上川井遺跡、飛鳥～奈良時代の大型の掘立柱建物が見つかった遠田遺跡、飛鳥～奈良時代の掘立柱建物が数棟見つかった東原遺跡のように様々な時代の遺跡が点在しており、古くから人々が居住していたことがうかがわれる。

(写真資料提供：香川県埋蔵文化財センター)



遺跡位置図（国土地理院地図 GSI/Maps をもとに作成）

まちづくり計画を活用するにあたって

1 計画策定の目的

第三次計画のスタートは令和新時代の幕開けと期を一にした。国道 438 号飯山バイパス整備工事は上法軍寺岡面において佳境に入っている。この工事区間では、小さな谷を埋め、池に道を通すなど変貌が著しい。令和 9 年度には飯山バイパスは 4 車線全線開通する予定といわれている。私たちは交通安全対策や生活環境の変化を真摯に受け止め、地域の未来を見通していかなくてはならない。

2 第三次計画の成果と課題

スローガン、アクションプランの分析と共に、具体的テーマごとの成果を検証し、課題を明確にする。

3 まちづくり計画とSDGsの関係

まちづくり計画を実践するにあたって、70 の具体的なテーマを SDGs（持続可能な開発目標）の 17 の目標に照らし合わせ、各部会が意識を持って取り組む。丸亀市第二次総合計画後期基本計画を参考に 70 の具体的なテーマを SDGs の 17 の目標に当てはめた。



例) ・ふれあい交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・  (17：パートナーシップで目標を)
 ・ボランティア育成などの人づくり・・・・・・  (4：質の高い教育を)

4 まちづくり計画実践の様子を コミュニティだよりでまると発信

スローガン・6つのアクションプラン・18のテーマ・70の具体的なテーマ（部会・実行委員会等が取り組む施策）が確定した。

70の具体的なテーマは〈総務環境美化部・ふれあい交流部・防災部・福祉部・健康スポーツ部・文化育成部〉の6部会とコミュニティ協議会実行委員会で取り組み、活動の様子を6つのアクションプランごとに、コミュニティだより〈法の郷づくりコーナー〉で発信し、市民の地域づくり参画のきっかけとする。

5 第四次計画期間中の地域課題

- (1) コミュニティセンターと公園、一体的活用による相乗効果を高めるための施策。
- (2) 地域と共にある学校づくり。地域総がかりで学校支援をすると共に、小学校校舎改築等整備にあたり、地域として最大限の協力支援を行う。また、東小川児童センターの施設拡充を推進する。
- (3) 法の郷健康アップ宣言のまちとして、健康長寿の具体的な取り組みを「健康塾」として掲げ、事業に取り組む。
- (4) 地域共生社会にあって、高齢化対策は喫緊の課題。住民参加型福祉事業「ささえ愛」や高齢者等移動手段確保事業「おでかけ号」に取り組むと共に、センターを中心とした、居場所づくりを進める。
- (5) 能登半島地震の災害状況や避難所生活の大変さを目のあたりにして、自主防災会組織の必要性を強く感じた。幸い、令和4年度に、全自治会の防災マップ見直し作業を行い、地区内の現状把握と新たな危険個所を記載した防災マップを作成した。地区の安全安心づくりを担う自治会での訓練や研修の計画実施につながる自治会自主防災会組織づくりを推進する。
- (6) 地域情報の発信にあたり、確かな情報、出来事をいち早く届け、多様性に富んだ記事を住民目線で、親しみを持って読んで頂けるよう努めることで、市民のまちづくりへの参画を促す。
- (7) 市道五反地沖線の整備にあたり、南地区主要幹線道として2車線化早期実現への支援。
- (8) 若者の地域活動参画による、地域の活性化を目指す。

6 計画の期間と評価

令和6年度～10年度の5ヵ年計画について、3年後(令和8年度)の進捗状況と、5年間終了時に、具体的テーマの分析、公表を行い、第五次計画に備える。

法の郷らしく みんなで歩む (令和10年に向けて)

I 魅力ある 法の郷らしさ

【総務環境美化部】

まちづくりで大切な地域課題の解決に向けて、各部会でアクションを起こし、地域力向上実現に取り組む。

コミュニティ広報啓発活動を積極的に行い、コミュニティ事業内容を、未加入自治会を含めた地域全体へ情報発信することで、コミュニティ行事の参加者増を目指すと共に、自治会組織の必要性をアピールする。また、豊かな田園のまちづくりには、美しい自然環境の保持が大切である。加えて、人と人とのふれあい絆づくりに努め、豊かな心を育て、人権が尊重される住みやすいまちづくりを進める。法の郷公園の有効活用、また、センターとの一体的利用による相乗効果を高め、地域住民の活動拠点、憩いの広場を目指す。

● 地域づくり

(1) 地域力の向上に向けて

「地域力」とは、防犯や防災、教育など地域が抱える問題・課題に住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な力である。つまり、地域の課題を住民で考え、解決し、お互いに支え合うことのできる能力であり、この向上こそが地域づくりには不可欠であると考え、創造し、取り組んでいく。(自立し、助け合って市民が力を発揮できる社会づくり)

(2) 自治会未加入者への情報発信と自治会の活性化

未加入自治会への加入促進について主導し、計画を立案、他部会へも協力を要請し、自治会組織づくりの必要性をチラシや広報紙などで説明を繰り返す。併せて、加入推進を行う。また、コミュニティセンターは地域住民の拠り所であることから、拠点活動として、自主・自立の精神を養うと共に、自治会活動の活性化促進を含め、実施内容を検討しながら効果的な活動を行う。

(3) 法の郷いきいきまつり支援

文化の発展とふれあい交流、地域の活性化に役立てる目的で地域特有の歴史や文化を体験する機会として、生涯学習の発表はもちろん、保育所、こども園、小・中・地元高校参加のもと、地域を挙げて10月末の土・日曜日に実施。秋の一大イベントとして定着している。



(4) 人権意識の向上

学習で得た知識、人権問題を仲間に伝えていく。男女共同参画啓発講座をコミュニティセンターで実施し、理解度を深め、人権の尊重される住みやすいまちづくりを目指す。



具体的テーマ	SDGs	目標（具体的施策）		
		現 状	R 8 年度	R10 年度
地域力の向上に向けて		防犯・教育の現場で活動している	全ての地域課題への対応検討	継続
自治会未加入者への情報発信と加入の推進 自治会活動の活性化	17 パートナーシップで目標を達成しよう 11 住み続けられるまちづくりを	令和5年度自治会加入率：56.9% 既存自治会の脱退世帯が増加。新規団地は自治会組織が結成出来ていない	子育て世帯、高齢者世帯に合わせた自治会の在り方を検討し、情報発信する ※行事参加率UPを目指す ※自治会加入率 目標：60% 活発な自治会活動を称える	継続
法の郷いきいきまつり支援		秋の一大イベントとして10月末の土・日に地域挙げて実施し、定着している	継続	継続
人権意識の向上	16 平和と公正をすべての人に 11 住み続けられるまちづくりを 10 人や国の不平等をなくそう 5 ジェンダー平等を実現しよう 4 質の高い教育をみんなに	市主催の人権セミナーへの参加及び男女共同参画などでセンター内仲間へ伝えている	継続	継続



魅力ある
法の郷らしく

命と暮らしを守る
安全・安心

ともに支え合い
健康やかに暮らす

健康とスポーツで
元気いっぱい

楽しいが見つける
子育てと文化

市民参加
情報まるごと発信

● 環境保持

(5) 地域一斉清掃

7月の第1日曜日（川の日にちなんだ日）に土器川クリーン作戦、12月の第1日曜日に全自治会員総出の一斉清掃を行っている。国道、市道並びに住宅街道沿い、側溝、水路などに散在する缶、ビン、不燃ゴミなどを回収し、地域の環境美化に努めている。また、自治会単位で道路脇の草刈り、水路の堆積土砂回収などを行い、環境維持を図っている。

(6) 花づくり運動推進

コミュニティセンター玄関のプランターに5月と12月の年2回、花を植栽している。また、公園用地にある花壇に季節の花を植栽し、地域住民の心休まる場所を提供している。



(7) ゴミの減量化運動、再資源化の普及啓発

市のゴミ減量化運動を受けて、住民への周知に努める。
・小型家電製品の回収など



(8) 環境美化ボランティア支援

手入れの行き届いた美しい公園、幼児から高齢者まで安心して利用できる公園の管理を地域のボランティア支援によって推進する。また、空き家対策など防犯対策も含めた活動の展開を支援する。

具体的テーマ	SDGs	目標（具体的施策）		
		現 状	R 8 年度	R10 年度
地域一斉清掃	15 陸の豊かさも守ろう 11 住み続けられるまちづくりを	7月第1日曜日の土器川クリーン作戦、12月第1日曜日の一斉清掃など全員総出の清掃活動を展開している	継続	継続
花づくり運動推進	15 陸の豊かさも守ろう 11 住み続けられるまちづくりを	コミュニティ玄関のプランターへの5月、12月の年2回、植栽、法の郷花壇への花の植栽を実施している	継続	継続
ゴミの減量化運動、再資源化の普及啓発	12 つくる責任 つかう責任 11 住み続けられるまちづくりを	資源リサイクル運動の普及推進。ゴミ減量化運動の呼びかけをしている	継続	継続
環境美化ボランティア支援	11 住み続けられるまちづくりを	ボランティアによる手入れの行き届いた美しい公園の管理。空き家対策など防犯対策を含めた活動を行っている	継続	継続

● 法の郷公園

（9）草花・樹木等対策

コミュニティセンター東側に法の郷公園が完成。花壇、樹木、トイレなどの管理をボランティア活動にて行い、手入れの行き届いた美化運動を推進。

（10）市民ふれあい、憩いの場づくり

幼児から高齢者まで、安心して利用できる公園を目指す。

（11）公園の利用促進イベント

地域の公園としてイベントの企画。

・星の観察 ・キャンプ ・野外音楽フェスなど ・ミニ運動会支援

（12）近隣地域の公園利用

市民が利用できる公園として、地域の自治会への提案。

・夏祭り（盆踊りなど）



具体的テーマ	SDGs	目標（具体的施策）		
		現 状	R 8 年度	R10 年度
草花・樹木等対策	15 陸の豊かさも守ろう 11 住み続けられるまちづくりを	花壇：ボランティアにより、花の苗植えから灌水等の作業に取り組んでいる 定期的にボランティアによる公園内の草抜き作業に取り組んでいる 近隣の住民ボランティアにより毎日、トイレ清掃管理を実施	花壇：より多くのボランティアにより、活動の場を広げる 樹木等：ボランティアにより、管理を行う 地域子どもたちが自主的に公園の美化活動に参加し、地域を愛する心を育む	花壇：ボランティア以外の人にも、活動の場を広げ、地域住民が関われる場を提供する 樹木等：地域で樹木に長けた人に応援を頂き、安心して管理できるようにする
市民ふれあい、憩いの場づくり	17 パートナーシップで目標を達成しよう 15 陸の豊かさも守ろう 11 住み続けられるまちづくりを		より多くの住民が遊具や健康器具を利用した健康づくりに取り組む	継続
公園の利用促進イベント	17 パートナーシップで目標を達成しよう 11 住み続けられるまちづくりを	法の郷いきいきまつり、ウォークラリー、防災訓練などで活用している	星の観察、キャンプ、野外音楽フェスなどを企画する ライブラリーの活用で子どもの読書習慣のための青空読書や読み聞かせ 健康スポーツ部 ミニ運動会の支援	継続 多目的広場でフリーマーケットを開催
近隣地域の公園利用		検討中	夏祭りを公園ひろばで開催できるように検討 小学校改築工事で、運動場が使用不可の場合、多目的広場の利用促進	継続

魅力ある
法の郷らしく

命と暮らしを守る
安全安心

ともに支え合い
健康やかに暮らす

健康とスポーツで
元気いっぱい

楽しい、が見つかる
子育てと文化

市民参加
情報まるごと発信

【ふれあい交流部】

ふれあい交流部内の各班（まちライブラリー・法の郷食堂班・活用班）の活動をより活性化させると共に、コミュニティセンター内にある「ふれあい交流室」の利用を促進し、地域内の世代間交流を図る。また、他の部会とも連携して、イベントなどを充実させ、ふれあいの場づくりに努める。

● まちライブラリー

（１）まちライブラリーの充実

地域の皆さんからの寄贈本や市立図書館から提供された本で図書コーナーを充実させることで、ふれあい交流室が本を介して人と人が繋がる場所になっている。水曜日と土曜日は、まちライブラリースタッフが、利用カードの発行や寄贈本の受付、図書整理などを行っている。毎月１回、市立図書館の移動図書館車「かめまる号」が来館している。



（２）法ちゃんくらぶ

毎月１回、スタッフと一緒に簡単な作品を作る。大人も子どもも参加することができ、参加者同士の交流を深めることができる。焼き菓子・パンの販売もある。

（３）じどせんのおねえさんといっしょ

毎月第３水曜日に、東小川児童センターの職員によるミニクラフトや読み聞かせの出前講座を実施している。入所、入園前の子どもと保護者が一緒に楽しめる活動となっている。

具体的テーマ	SDGs	目標（具体的施策）		
		現 状	R 8 年度	R10 年度
まちライブラリーの充実	17 パートナースHIPで目標を達成しよう 11 住み続けられるまちづくりを 4 質の高い教育をみんなに	図書コーナーの充実と整理、本の貸出、寄贈の促進及びイベントの充実を図っている	継続	継続
法ちゃんくらぶ	11 住み続けられるまちづくりを	毎月１回開催し、作品作りを通じて、参加者の交流を図っている	継続	継続
じどせんのおねえさんといっしょ	11 住み続けられるまちづくりを	毎月第３水曜日に、東小川児童センターの出前講座で、就学前親子の交流を図っている	継続 開催日時を調整し、南保育所との連携を図る	継続

● 法の郷食堂班

（4）ふれあい食堂

毎年11月に、75歳以上の方を対象に、高齢者の健康づくりを目的に実施している。健康長寿に役立つと言われている食材を使った食事を音楽と共に楽しみ、秋を感じる楽しいひとときとなっている。



（5）農村食堂

毎年6月に農事組合法人及び認定農業者を対象に、農繁期支援を目的として実施している。

ボランティアの協力を得て、事前予約を取り、地域で採れる旬の食材を使ったお弁当を作り、販売している。



（6）学習支援食堂

活用班が実施する夏休み学習会の実施日に合わせて、学習会に参加する子どもたちを対象に、昼食の提供を行っている。時期も考慮し、子どもたちが好み、食べやすい食事内容になるようにしている。



（7）法の郷公園クリーン作戦お接待

他の部会とも連携して、子どもたちが集まって遊んでいる法の郷公園の草抜きや清掃活動などのボランティア活動の参加者を募り、参加した子どもを対象にお接待をする。

具体的テーマ	SDGs	目標（具体的施策）		
		現 状	R 8年度	R10 年度
ふれあい食堂		30名程度の参加者があり、1食500円で実施している	30名程度の参加者確保。参加者同士の交流の場を設ける	継続 内容の充実を図る
農村食堂	11 住み続けられるまちづくりを 3 すべての人に健康と福祉を	2日間で100食の注文があり、1食500円で実施している	2日間で100食程度の注文数の確保	継続
学習支援食堂		夏休み学習会に合わせて、昼食を希望する子ども20名程に提供している	活用班と連携をとり、子どもが喜ぶよう内容を充実する	継続
法の郷公園 クリーン作戦お接待	11 住み続けられるまちづくりを 4 質の高い教育をみんなに	夏、秋の夕方2回草抜き、清掃を実施している	活用班と連携をとり、子どもが喜ぶよう内容を充実する	継続

● 活用班

(8) ふらっと Tea Time

毎月1回ふれあい交流室に集まり、季節感溢れる小物づくりをしたあと、コーヒーとお菓子でくつろぎタイムを楽しんでいる。コミュニティだよりで、参加者を募っている。また、毎月第3水曜日には、パンの販売がある。



(9) 長期休暇中の学習支援

夏休み、冬休みにコミュニティセンターで自主学習の場を設け、学習支援活動を実施している。



(10) 朝市 フリーマーケット

毎月第4土曜日の午前中2時間程度、地元の農家が育てた新鮮野菜を中心に、日用品や手作りの小物、多肉植物などを販売している。

具体的テーマ	SDGs	目標（具体的施策）		
		現 状	R 8 年度	R10 年度
ふらっと Tea Time	17 パートナシップで目標を達成しよう 11 住み続けられるまちづくりを	毎月1回、小物づくりを楽しんだり、コーヒー、お菓子を食べたりして交流を図っている 10名程参加している	継続 参加者増を目指す	継続
長期休暇中の学習支援 ※夏休み、冬休みの各1～2日	11 住み続けられるまちづくりを 4 質の高い教育をみんなに	3～4名の指導員で見守りを行い自主学習の場を設ける	継続	継続
朝市 フリーマーケット	17 パートナシップで目標を達成しよう 11 住み続けられるまちづくりを	毎月第4土曜日10時～12時、地元の新鮮野菜を販売、また、日用品等のフリーマーケットを開催することで、地域の方々と交流を図っている	継続	継続

Ⅱ 命と暮らしを守る 安全安心

【 防 災 部 】

飯山南自主防災会では、避難行動要支援者避難訓練、防災訓練、避難所運営訓練、小学校防災訓練の支援などを実施し、防災意識の向上、災害時の的確な取り組み向上に努めている。自助・共助活動は地域の減災活動に寄与する。地域防災計画、避難所運営マニュアルの理解など、災害時に備える。

● 防災

（1）飯山南自主防災会組織活動の充実

活動は各種警報発令時、震度4以上の地震発生時には、自主的にコミュニティセンターに集まり、災害対策本部の設立等について協議、待機するなど地域の安全・安心づくりに努める。また、災害対策本部が適切に機能するには、平常時に関係者が集まってシミュレーションを実践する必要がある。避難所運営訓練は自主防災会、役員の訓練研修の場となっている。



（2）自治会自主防災会組織づくり

共助の理念に基づき、22の自治会が自主防災組織を組成しているが、コロナ禍で休止状態の組織が多くなっている。新規自主防災組織づくりと併せて、休止組織の再稼働促進に取り組む。そのために先導的役割を担うモデル組織を選定し、取り組み手法及び成功事例などを他の地域へ参考事例として喚起し、取り組みを広げる。



（3）防災訓練

11月に大字単位の自治会員対象の防災訓練を行っているが、非会員にも情報発信し参加を呼びかける。小学校防災訓練は、コミュニティ防災関係者、消防団第17分団員が支援し、地域の連携により減災活動に貢献している。自治会内での防災意識の向上にも注力すると共に、他コミュニティセンターの防災活動についても、情報収集など行い、自助・共助の意識向上に取り組む。



（4）防災資機材の備蓄と管理

毎年度末に在庫調整を行い、備蓄資機材の充実並びに保存食（水・食料品）の必要量の確保及び適正管理（消費期限等）に努める。自治会自主防災組織を組成した自治会へは、地震発生時の簡易な救助用具の配布を継続する。



（5）婦人防火クラブの充実

防災部と連携し、防災訓練時に積極的に訓練に参加し実践する。自治会自主防災組織づくりとも協働し、自治会自主防災組織の女性が参加しやすい土壌づくりに取り組み、併せて婦人防火クラブの部員拡大にも繋げるよう務める。

